

京都市訓令甲第 26 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

別表教育次長の項第17号中「ただし」の右に「，物品の譲渡，交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)